

青森県報

第二千二百八十六号

平成十六年
二月九日
(月曜日)

目次

訓令

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令……………(企画課)…一

告示

救急病院の廃止……………(健康医療課)…一

家畜伝染病の発生……………(畜産課)…二

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課)…二

公告

建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所)…二

右 同……………(鰺ヶ沢県土整備事務所)…二

右 同……………(同)…三

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局)…三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)…四

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)…四

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同)…五

正誤

平成十五年十月十七日定例告示中……………(林政課)…六

訓令

青森県訓令甲第一号

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県長期総合計画策定連絡会議規程を廃止する訓令

青森県長期総合計画策定連絡会議規程(昭和四十二年五月青森県訓令甲第二十号)

は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第六十八号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

名 称	蟹田町国民健康保険蟹田病院
所 在 地	東津軽郡蟹田町大字蟹田字下蟹田四一の一

青森県告示第六十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑別の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成 一六・一・二六

青森県告示第七十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区の名	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	期 間	場 所
指定漁船調書の縦覧	六ヶ所	上北郡六ヶ所村大字平沼字追館六六番地一 中 岫 昌 三	平成十六年二月九日から同月二十三日まで	六ヶ所村漁業協同組合

上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二一番地	高 松 政 二
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二番地一	中 岫 武 満

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社法成工業
- 二 代表者の氏名 脊戸 淳
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字西金崎一〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一五三六九号
- 五 取消年月日 平成十六年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木、建築、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十六年一月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社富士興業
- 二 代表者の氏名 工藤 富士雄
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰹ケ沢町大字中村町中山ノ井一九四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一ニ)第一五〇六三号
- 五 取消年月日 平成十六年一月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年一月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 成美工業
- 二 氏名 成田 清美
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡稲垣村大字福富字笹崎一ニ
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一四二八二号
- 五 取消年月日 平成十六年一月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、舗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
別部友寛後援会	坂本 稔	酒井 守	三沢市春日台二丁目一五四の五三八	平成 一五・三・一
佐藤洋治後援会	山口秀一	田沢伝弘	北津軽郡板柳町大字柏木字片田野一三五	一五・三・二
成田良一後援会	成田博義	成田修一	北津軽郡板柳町大字大俵字和田二〇四の二	一五・三・九
笹井ひろふみ青森県後援会	清藤勇也	山田芳夫	青森市青柳一丁目二の九	一五・三・二
田中達男後援会	長牛市男	田中正明	北津軽郡板柳町大字大俵字和田一九八	一五・三・二
三村申吾大畑町後援会	村林正史	泉澤立人	下北郡大畑町大字大畑字本門寺前三	一五・三・六
三村申吾大間町後援会	伊藤 馨	岩泉盛利	下北郡大間町大字大間字大間平二八の四二	一五・三・六
三村申吾風間浦村後援会	駒嶺剛一	北館智明	下北郡風間浦村大字下風呂字街道添二二の三	一五・三・六

三村申吾上北町後援会	三村申吾川内町後援会	三村申吾佐井村後援会	三村申吾東通村後援会	三村申吾脇野沢村後援会	東浩二後援会
榎館長吉	半田義秋	島野満義	山崎利治	杉浦守彦	田中寿明
森川盛人	菊池禎子	田名部久	南川誠一	東谷弘文	米内口昭弘
上北郡上北町旭北一丁目六四六の四	下北郡川内町大字川内字休所四二	下北郡佐井村大字佐井字八幡堂二の九	下北郡東通村大字小田野沢字畑浦二〇	下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村一六〇	上北郡東北町字上笹橋一の一三
一五・三・二六	一五・三・二六	一五・三・二六	一五・三・二六	一五・三・二六	一五・三・二六

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党平賀町支部 社会民主党青森県第三区支部連合	会計責任者 主たる事務所の所在地	丹代 充昭 八戸市柏崎六丁目三〇の五	長尾 直幹 八戸市柏崎四丁目一五の四	平成 一五・三・二八 一五・三・二七

政党以外の政治団体

民主党青森県総支部連合会	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
	洪谷修	大川宏紀	千葉和夫	柳谷マサ子	新谷昭二後援会	上北新時代研究会	東條昭彦後援会	民主党青森県総支部連合会
	戸来勉	小林弘明	千葉和夫	柳谷マサ子	新谷昭二後援会	上北新時代研究会	東條昭彦後援会	民主党青森県総支部連合会
	一五・三・三三	平成 一五・三・二二	一五・三・二五	一五・三・二八	一五・三・二八	一五・三・二八	一五・三・二二	一五・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐藤洋治後援会	平成一五・三・二二	平成一五・三・二二
上北新時代研究会	一五・三・二五	一五・三・二五

五所川原スクラム10	一五・二・三〇	一五・二・三三
東浩二後援会	一五・二・二九	一五・二・二九
新谷昭二後援会	一五・二・二六	一五・二・二八
成田良一後援会	一五・二・二九	一五・二・二九
斉藤健治後援会	一五・二・二五	一五・二・二九
疍圭悟後援会	一五・二・二五	一五・二・二五

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
千葉 和夫	上北新時代研究 会	疍 圭悟	上北郡七戸町字筑田四 八の八	平成 一五・二・二五
斉藤 健治 (八戸市議会議 員)	斉藤健治後援会	斉藤健治	八戸市沼館一丁目二〇 の二三	一五・二・二九

備考 上北新時代研究会に係る届出は、資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届

出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は疍圭悟、公職の種類は県議会議
員である。

正
誤

林
政
課

平成 二五 四〇 号		発行 年月 日
告 示		区 分
第 六 六 三 号	第 六 六 〇 号	番 号
四	三	ペ ー ジ
下	上	段
九	三	二
昭 和 五 十 七 年 十 二 月 二 十 七 日 農 林 水 産 省 告 示 第 二 千 三 百 号	大 字 石 崎 字 長 屋 形 一 の 一 の 八	東 津 軽 郡 平 館 村 大 字 石 崎 字 長 屋 形 一 の 一 の 八
昭 和 五 十 七 年 十 二 月 二 十 七 日 農 林 水 産 省 告 示 第 二 千 百 号	大 字 石 崎 字 長 屋 形 一 の 一 の 一 八	東 津 軽 郡 平 館 村 大 字 石 崎 字 長 屋 形 一 の 一 の 一 八
		誤
		正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭